

令和8年  
加古川市農業委員会  
農業委員募集案内

加古川市

農業委員会等に関する法律に基づき、農業委員会の委員（以下「農業委員」という。）については、市長の任命制になっています。この度、現農業委員の任期が令和8年7月19日に満了することに伴い、以下のとおり農業委員候補者を募集します。

## 1. 募集人数

18人（うち1人は（2）に該当する者）

※農業委員の構成については、次のとおり農業委員会等に関する法律で規定されています。

（1）認定農業者が、一定割合以上を占めること。

（2）中立的な立場で公正な判断をすることができる者として、農業委員会の所掌に属する事項に関し、利害関係を有しない者が含まれること。

※若手や女性農業者の登用が求められています。特に、女性の登用については、男女共同参画の観点から推進しています。

## 2. 任期

令和8年7月20日から令和11年7月19日まで（3年間）

## 3. 身分及び報酬額

加古川市の特別職に属する非常勤職員（地方公務員）として、月額53,000円

## 4. 農業委員の主な業務

毎月開催される農業委員会の総会等に出席し、農地の権利移動の許可等に関する審議及び決定を行うとともに、農地利用最適化推進委員等と連携し、次のような活動を行います。（年間の活動日数はおよそ70日程度。土日以外の平日も活動いただきます。）

（1）農地等の利用の最適化の推進

（2）農地パトロール（農地利用状況調査）

（3）農業者の意向確認などの調査

（4）農地中間管理機構との連携

（5）その他農業委員会が必要とする活動（農地利用最適化推進全体会等への出席など）

## 5. 農業委員候補者の資格

農業に関する識見を有し、農地等の利用の最適化（担い手への農地利用の集積・集約化、遊休農地の発生防止・解消、新規参入の促進）の推進に関する事項その他の農業委員会の所掌に属する事項に関し、その職務を適切に行うことができる者。

ただし、次のいずれかに該当する者は除きます。

（1）破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

（2）拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

## 6. 募集期間

令和8年1月7日（水）から2月6日（金）17時まで【必着】

## 7. 選任方法等

- (1) 加古川市農業委員会委員候補者評議会において、提出された書類をもとに選考を行います。(必要に応じて面接等を行う場合があります。)
- (2) 市議会（5月開催予定）の同意を得て、市長が任命します。

## 8. 推薦及び応募に係る提出書類等

推薦及び応募の申込み方法については、①個人による推薦、②法人又は団体による推薦、③本人による応募の3通りあります。申込み方法に応じて必要事項を記入のうえ提出してください。

### (1) 申込み方法及び提出書類

- ① 個人(2人以上の連名)による推薦 … 農業委員候補者推薦書(様式第1号)
- ② 法人又は団体による推薦 … 農業委員候補者推薦書(様式第2号)
- ③ 本人による応募 … 農業委員候補者応募書(様式第3号)

### (2) 提出先等

提出先	提出方法	提出場所及び宛先
農林水産課農政係	① 直接持参 ② 郵送【必着】	① 加古川市役所新館3階 ② 宛先：末尾記載の住所
農業委員会事務局		① 加古川市役所新館9階 ② 宛先：末尾記載の住所

※ 募集案内及び申込みに必要な書類は、農林水産課、農業委員会事務局、市役所新館1階(案内)及び各市民センターで配布しています。また、市ホームページからもダウンロードできます。

## 9. 関係書類の公表

農業委員会等に関する法律に基づき、募集期間中・募集期間終了後の2回、関係書類の内容のうち住所、生年月日、連絡先(電話番号)を除く全ての事項について、市役所前の掲示場に掲示、市ホームページに掲載及びその他市長が適当と認める方法により公表しますので、あらかじめご了承ください。

## 10. 注意事項

- (1) 農地利用最適化推進委員と両方に申込みできますが、兼任はできません。
- (2) 候補者については、農業経営の状況や農業委員候補者の資格の有無等について関係機関等へ確認しますので、あらかじめご了承ください。
- (3) 提出書類は理由の如何を問わず返却できません。
- (4) 推薦、応募及び面接等に係る経費は、全て各自の負担となります。
- (5) 結果は、令和8年5月開催予定の市議会閉会後、本人にお知らせします。

【参考】農業委員会等に関する法律の概要

※必ずお読みください

## 第1条 この法律の目的

この法律は、農業生産力の増進及び農業経営の合理化を図るため、農業委員会の組織及び運営並びに農業委員会ネットワーク機構の指定等について定め、もって農業の健全な発展に寄与することを目的としています。

## 第6条 所掌事務（必須事務）

農業委員会が処理をする事項には、主に次のものがあります。

- (1) 農地法（昭和27年法律第229号）その他の法令によりその権限に属させられた農地等の利用関係の調整に関する事項
- (2) 土地改良法（昭和24年法律第195号）その他の法令によりその権限に属させられた農地等の交換分合及びこれに付随する事項
- (3) 農地等の利用の最適化の推進（農地等として利用すべき土地の農業上の利用の確保並びに農業経営の規模の拡大、耕作の事業に供される農地等の集団化、新たに農業経営を営もうとする者の参入の促進等による農地等の利用の効率化及び高度化の促進）に関する事項

《お問い合わせ・提出先》

〒675-8501 加古川市加古川町北在家2000

加古川市農林水産課農政係（市役所新館3階）TEL：079-427-9227  
又は

加古川市農業委員会事務局（市役所新館9階）TEL：079-427-9369